

議員提出議案第5号

沖縄県議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和3年3月29日

沖縄県議会議長 赤 嶺 昇 殿

提出者	當 間 盛 夫
	座 波 一
	花 城 大 輔
	末 松 文 信
	島 袋 大
	次呂久 成 崇
	仲宗根 悟
	瀬 長 美佐雄
	比 嘉 瑞 己
	翁 長 雄 治
	玉 城 健一郎
	新 垣 光 栄
	上 原 章

理 由

女性を含めた多様な層の住民がより議会へ参画しやすくするため、育児・介護等について欠席事由として明文化するとともに、出産に係る産前・産後の欠席期間を明記した上で、あらかじめ議長にその旨届け出ることができる等の所要の改正を行う必要がある。

これが、この規則案を提出する理由である。

沖縄県議会会議規則の一部を改正する規則

沖縄県議会会議規則（昭和47年沖縄県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「出産」の次に「及びその補助、育児、看護、介護」を加え、「事故」を「やむを得ない事由」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議員提出議案第6号

中国海警局による尖閣諸島周辺海域における日本漁船への威圧行為に対する意見書

上記の議案を会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和3年3月29日

沖縄県議会議長 赤 嶺 昇 殿

提出者	又	吉	清	義
	島	尻	忠	明
	仲	村	家	治
	花	城	大	輔
	仲	田	弘	毅
	当	山	勝	利
	仲	宗	根	悟
	西	銘	純	恵
	渡	久	地	修
	國	仲	昌	二
	山	里	将	雄
	平	良	昭	一
	當	間	盛	夫
	上	原		章

理 由

中国海警局による尖閣諸島周辺海域における日本漁船への威圧行為について関係要路に要請するため。

中国海警局による尖閣諸島周辺海域における日本漁船への威圧行為に対する意見書

尖閣諸島は、沖縄県石垣市字登野城尖閣に所在する本県の行政区域であり、歴史的にも国際法上も我が国固有の領土である。

しかし、中華人民共和国政府は、尖閣諸島周辺海域において、海警局所属の船舶による日本漁船への威圧行為を繰り返すなど、今なお同海域の平和と安定を脅かし、我が国の主権を侵害し続けている。

中華人民共和国政府が行っている一連の行動に対し、これまでも本県議会は強い懸念を持って抗議の意思を示してきた。しかし、中華人民共和国は、自らが核心的利益と位置づける海域を国際的に認められていない管轄海域と呼称し、同海域において他国の船舶を排除するために武器使用を容認する海警法を本年2月1日に制定した。同法は、海洋法に関する国際連合条約に規定する領海の定義を一方的に拡大解釈し、我が国固有の領土である尖閣諸島の周辺海域において操業する日本漁船を武器をもって排除することを目的としていることは明白である。

よって、本県議会は、県民の生命・財産を守る立場から、海洋法に関する国際連合条約に違反する海警法の制定及び中華人民共和国による日本漁船への度重なる威圧行為に対し強く抗議するとともに、尖閣諸島が歴史的にも国際的にも日本の領土であることを堂々と主張し、平成26年11月7日の「日中関係改善に向けた話し合い」の合意事項を尊重しながら、日中双方が対話と協議を通じて情勢の悪化を防ぎ、不測の事態の発生を回避する等、冷静かつ平和的な外交によって相互信頼関係の構築に努め、尖閣諸島に係る問題の解決に取り組むことを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月30日

沖 縄 県 議 会

内 閣 総 理 大 臣	} 宛て
外 務 大 臣	
国 土 交 通 大 臣	
防 衛 大 臣	
沖縄及び北方対策担当大臣	

議員提出議案第7号

中国海警局による尖閣諸島周辺海域における日本漁船への威圧行為に対する抗議決議

上記の議案を会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和3年3月29日

沖縄県議会議長 赤 嶺 昇 殿

提出者	又	吉	清	義
	島	尻	忠	明
	仲	村	家	治
	花	城	大	輔
	仲	田	弘	毅
	当	山	勝	利
	仲	宗	根	悟
	西	銘	純	恵
	渡	久	地	修
	國	仲	昌	二
	山	里	将	雄
	平	良	昭	一
	當	間	盛	夫
	上	原		章

理 由

中国海警局による尖閣諸島周辺海域における日本漁船への威圧行為について関係要路に要求するため。

中国海警局による尖閣諸島周辺海域における日本漁船への威圧行為に対する抗議決議

尖閣諸島は、沖縄県石垣市字登野城尖閣に所在する本県の行政区域であり、歴史的にも国際法上も我が国固有の領土である。

しかし、中華人民共和国政府は、尖閣諸島周辺海域において、海警局所属の船舶による日本漁船への威圧行為を繰り返すなど、今なお同海域の平和と安定を脅かし、我が国の主権を侵害し続けている。

中華人民共和国政府が行っている一連の行動に対し、これまでも本県議会は強い懸念を持って抗議の意思を示してきた。しかし、中華人民共和国は、自らが核心的利益と位置づける海域を国際的に認められていない管轄海域と呼称し、同海域において他国の船舶を排除するために武器使用を容認する海警法を本年2月1日に制定した。同法は、海洋法に関する国際連合条約に規定する領海の定義を一方的に拡大解釈し、我が国固有の領土である尖閣諸島の周辺海域において操業する日本漁船を武器をもって排除することを目的としていることは明白である。

よって、本県議会は、県民の生命・財産を守る立場から、海洋法に関する国際連合条約に違反する海警法の制定及び中華人民共和国による日本漁船への度重なる威圧行為に対し強く抗議するとともに、平成26年11月7日の「日中関係改善に向けた話し合い」の合意事項を尊重しながら、日中双方が対話と協議を通じて情勢の悪化を防ぎ、不測の事態の発生を回避する等、冷静かつ平和的な外交によって相互信頼関係の構築に努め、尖閣諸島に係る問題の解決に取り組むことを強く要求する。

上記のとおり決議する。

令和3年3月30日

沖 縄 県 議 会

中華人民共和国国家主席
中華人民共和国外交部長
中華人民共和国駐日本国特命全権大使

} 宛て

議員提出議案第8号

感染拡大防止協力等に関する決議

上記の議案を会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和3年3月31日

沖縄県議会議長 赤 嶺 昇 殿

提出者	仲 村 未 央	上 里 善 清
	次呂久 成 崇	当 山 勝 利
	照 屋 大 河	仲宗根 悟
	崎 山 嗣 幸	比 嘉 京 子
	島 袋 恵 祐	瀬 長 美佐雄
	玉 城 武 光	比 嘉 瑞 己
	玉 城 ノブ子	西 銘 純 恵
	渡久地 修	翁 長 雄 治
	玉 城 健一郎	喜友名 智 子
	國 仲 昌 二	山 里 将 雄
	山 内 末 子	瑞慶覧 功
	新 垣 光 栄	平 良 昭 一

理 由

感染拡大防止協力等について知事に要求するため。

感染拡大防止協力等に関する決議

令和3年度の予算執行に当たっては、下記事項について速やかに追加の補正予算を組むことなどを検討し、今後の事務執行に努めることを要求する。

記

- 1 感染拡大防止協力金に関して、感染状況に応じて北部地域、離島を含め沖縄全域（41市町村）を対象とすること。
- 2 新型コロナウイルス感染症により影響を受けている様々な業種に対し経済支援策を強化すること。

上記のとおり決議する。

令和3年3月31日

沖 縄 県 議 会

沖縄県知事 宛て

議員提出議案第9号

甲第36号議案「令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）」に係る
決議

上記の議案を会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和3年3月31日

沖縄県議会議長 赤 嶺 昇 殿

提出者	座 波 一	小 渡 良太郎
	新 垣 淑 豊	島 尻 忠 明
	仲 里 全 孝	新 垣 新
	下 地 康 教	石 原 朝 子
	仲 村 家 治	西 銘 啓史郎
	大 浜 一 郎	呉 屋 宏
	花 城 大 輔	又 吉 清 義
	末 松 文 信	島 袋 大
	中 川 京 貴	照 屋 守 之
	仲 田 弘 毅	

理 由

甲第36号議案「令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）」に係る決議について知事に要求するため。

甲第36号議案「令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）」に係る
決議

令和3年度の予算執行に当たっては、下記事項について速やかに追加の補正予算を組むことなどを検討し、今後の事務執行に努めることを要求する。

記

- 1 感染拡大防止協力金に関して、対象地域を限定するのではなく北部地域、離島を含め沖縄全域（41市町村）を対象とすること。
- 2 新型コロナウイルス感染症により影響を受けている様々な業種に対し、経済支援策を強化すること
上記のとおり決議する。

令和3年3月31日

沖 縄 県 議 会

沖縄県知事 宛て